

平塚市立中学校に係る部活動の方針

平成 31 年 2 月

(令和 5 年 3 月改定)

平塚市教育委員会

目 次

本方針策定の趣旨等	… 1
1 適切な運営のための体制整備	… 1
(1) 部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	… 3
(1) 適切な指導の実施	
(2) 熱中症事故の防止	
3 適切な休養日等の設定	… 3
(1) 市教育委員会としての取組	
(2) 学校としての取組	
(3) 休養日	
(4) 活動時間	
4 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備	… 4
(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動	
(2) 地域との連携等	

本方針策定の趣旨等

- 部活動は、共通の興味・関心のある生徒たちの自主的・自発的な参加により組織され行われるもので、個性の伸長、自主性や協調性、責任感、連帯感などが養われ、互いに協力し友情を深めるといった好ましい人間関係の形成にも資するものである。また、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら行わなければならない。
- この様に教育的価値の高い部活動の在り方について、スポーツ障がいやバーンアウトの予防、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保など様々な観点に立ち、併せて教員の働き方改革にも資するよう、平成30年3月にスポーツ庁において、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」）が、同12月に文化庁において「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定された。県では、国のガイドラインに則り「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」（以下「県の方針」）を策定した。
- 平塚市立中学校を所管する平塚市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）では、平成30年2月に実施した平塚市立中学校の生徒、保護者、教職員を対象とした部活動の実態把握に関するアンケート調査を実施した。調査結果によると、81.8%の生徒が部活動を「楽しい」「どちらかといえば楽しい」と回答している（未加入及び無回答を除く）。一方、「部活動で困っていること、心配なこと」として、「勉強との両立」という回答が最も多く、「なかなか上達しない」、「疲労がとれない」、「もっと休養日が欲しい」という回答（未加入及び無回答を除く）が上位を占めており、生徒の健康や安全面とともに、多様な活動・学習を保証し、健全な成長を促す観点から適切な休養日の設定が必要である。
- 市教育委員会では、国のガイドラインに則り、県の方針及び平成30年2月に実施した平塚市立中学校の生徒、保護者、教職員を対象とした部活動の実態把握に関する調査結果を参考に本方針を策定した。
- また、本方針では、運動部活動と文化部活動の区別をすることなく、適用することとした。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 市教育委員会としての取組

- (ア) 市教育委員会は、国のガイドラインに則り、県の方針及び平成30年2月に実施した平塚市立中学校の生徒、保護者、教職員を対象とした部活動の実態把握に関する調査結果を参考に本方針を策定する。
- (イ) 市教育委員会は、下記イ(ア)、(イ)に関し、各学校において部活動の活動方針・計画・実績報告の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成を行う。

イ 学校としての取組

- (ア) 校長は、本方針及び各学校の教育目標等を踏まえ、学校組織全体で部活動の指導の目標や運営の方針を検討し、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- (イ) 顧問の教員及び部活動指導員¹（以下「部活動顧問」という。）は、適切な活動を推進するため、学校の部活動に係る活動方針を踏まえ、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (ウ) 校長及び部活動顧問は、活動時間や場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示し理解を得ること。その際、保護者説明会を設ける等、適切な機会を設け説明することが望ましい。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 市教育委員会としての取組

市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や公務分担等を踏まえ、部活動指導員を任用し、学校に派遣するよう努める。

イ 学校としての取組

- (ア) 部活動は、部活動顧問の積極的な取組に支えられるところが大きいが、学校教育の一環として行われるものであることから、各部活動の運営、指導は校長の適切な管理・指導のもとで行うこと。
- (イ) 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- (ウ) 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。また部活動顧問は複数名配置することが望ましい。
- (エ) 校長は、年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動状況を把握し、生徒が安全に部活動を行うとともに、学校における運動部及び文化部顧問の指導協力者（以下「地域指導者」という。）を活用し、顧問の負担が過度にならないように、必要に応じて指導・是正を行うこと。
- (オ) 部活動顧問は、部活動顧問の間で役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努めること。
- (カ) 部活動顧問は、日常の運営、指導に関して、校長の指導・監督のもと、部活動顧問の間で意見交換を行い、指導の内容や方法について研究するとともに、情報共有を図るよう努めること。

1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるもの除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学校部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

- (キ) 部活動顧問は、部の運営や活動に係る部員の生活指導、技術指導等、多岐にわたる役割があることを踏まえ、指導方針や部の目標を明確にし、その達成のために生徒を支援すること。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

部活動顧問は、過去の実績や経験によるものだけではなく、科学的かつ合理的な理論に基づいて指導することが求められる。また、生徒の発達段階、技術レベルに合わせた指導により、卒業後も活動を継続できるよう、心身ともに安全・安心な活動として留意することが重要である。

さらに、生徒それぞれの興味・関心や体力、技術等に応じて、自主的・自発的に部活動を楽しめるような環境を整備し、けがや事故、熱中症の未然防止に努めるとともに、体罰・ハラスメントを根絶することが重要である。

(2) 熱中症事故の防止

部活動においては、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、活動の実施について適切に判断すること。また、暑さ指数²等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。

3 適切な休養日等の設定

部活動においては、成長期にある生徒のスポーツ障がいやバーンアウトを予防するとともに、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保することが必要である。

(1) 市教育委員会としての取組

市教育委員会は、下記(3)、(4)のとおり部活動の休養日及び活動時間の基準を設定する。また、下記(2)ア、イに関し、必要に応じて支援及び指導・是正を行う。

(2) 学校としての取組

ア 校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、下記(3)、(4)の基準を踏まえ各部の休養日及び活動時間を設定する。また各部の活動内容を把握し、必要に応じて指導・是正を行うこと。

イ 部活動顧問は、1(1)に掲げる「年間の活動計画」並びに「毎月の活動計画」の作成に当たっては、上記の基準に則り、学校の部活動に係る活動方針を踏まえ、各部の休養日及び活動時間を設定すること。

2 暑さ指数(WBGT)とは、人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい「①湿度、②日射・輻射など周辺の環境、③気温」の3つを取り入れた指標。

(3) 休養日

- ア 課業期間中は、原則として週当たり2日以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- イ 長期休業中の休養日の設定は、課業期間中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(4) 活動時間

1日の活動時間は、長くとも課業期間中の平日では2時間程度、休業日（週末、国民の祝日にに関する法律に規定する日、長期休業中）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

放課後の活動を基本とし、課業期間中の始業時間前の朝練習は、原則として行わない。ただし、校長の許可を得た上で6月、7月は、1日の活動時間に含め朝練習を実施することができる。その際は、生徒、保護者、教職員の過度な負担とならないよう配慮し、生徒や保護者に対して十分な説明と理解を得た上で実施する。

4 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動

部活動は、生徒一人一人の興味・関心に応じて行われるものであることから、「技能を高めたい」、「良い結果を出したい」、「体力を向上したい」、「有意義な時間を過ごしたい」、「仲の良い友達をつくりたい」等、生徒の様々な目的や目標に応じた活動の場となることが大切である。学校においては、大会やコンクールの結果や成績等を追求するだけでなく、生涯にわたってスポーツや文化的な活動に親しむ基礎を培うことや生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう活動環境の整備に努めること。

(2) 地域との連携等

ア 市教育委員会としての取組

(ア) 市教育委員会は、学校からの要請に応じて専門的な資質を有する者を地域指導者として派遣する。また、市教育委員会が研究推進を目的として指定する中学生の部活動に準ずる地域での活動へも地域指導者を同様に派遣する。

(イ) 市教育委員会は、生徒のスポーツ・文化的な活動の環境の充実整備が図られるよう、必要に応じて、地域の人々の協力や関係団体との連携により各学校を支援する。

イ 学校としての取組

(ア) 校長は、生徒のスポーツ・文化的な活動の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や関係団体との連携、保護者の理解と協力による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備に努めること。

(イ) 校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・文化的な活動の環境の充実を支援するパートナーという考え方のもとで、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促すこと。

附 則

この方針は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この方針は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年3月31日から施行する。